

北海道の卸売市場の活性化に向けて

令和2年6月

(令和4年3月資料編更新)

北 海 道

目 次

1	本道卸売市場の役割	1
	(1) 卸売市場の機能	
	(2) 本道卸売市場の独自性	
	(3) 本道卸売市場の果たすべき役割	
2	本道卸売市場を取り巻く環境	2
	(1) 卸売市場法の改正	
	(2) 本道の社会経済情勢	
3	本道卸売市場の目指すべき姿	4
	(1) 産地市場機能の発揮等	
	(2) 地域への生鮮食料品の安定供給	
	(3) 卸売市場の活性化に向けた新たな取組の推進	
	(4) 災害時等の対応	
4	卸売市場に関する基本方針	8
	(参考：平成30年農林水産省告示第2278号)	
5	本道卸売市場のあらまし	11
	(1) 卸売市場の種類と要件	
	(2) 卸売市場数の推移	
	(3) 流通圏及び卸売市場の配置一覧	
	(4) 開設者及び卸売業者の組織形態	
	(5) 北海道卸売市場取扱状況の推移	
	(6) 全国卸売市場取扱状況の推移	
	(7) 入荷形態別取扱高（消費地市場）及び産地市場取扱高	
	(8) 認定卸売市場名簿	

はじめに

卸売市場は、食品等の流通の核として、生鮮食料品等を安定的に供給する役割を果たすことが求められており、道内地方卸売市場の業務の適正化と健全な運営が確保され、本道における生鮮食料品等の円滑な流通と公正・透明な取引が図られるよう、道として改正法に基づき地方卸売市場に対し必要な指導・助言を行うとともに、卸売市場の取扱状況など現状と課題や目指すべき姿等を示す「北海道の卸売市場の活性化に向けて」を策定するものである。

1 本道卸売市場の役割

(1) 卸売市場の機能

卸売市場は、広く全国から多種大量の生鮮食料品等を集め、ニーズに応じて必要な品目・量に仕分けする「集荷・分荷機能」、需給を反映した公正な評価によって価格を決定する「価格形成機能」、販売代金を回収し迅速確実に生産者に決済する「決済機能」、川下のニーズや川上の生産情報を収集し、川上川下の双方に情報提供する「情報受発信機能」の4つの機能を果たしている。

また、生産者にとっては身近で安定した出荷先として、仲卸業者や小売業者、飲食店等の実需者にとっては多種多様な品目を大量かつ安定的に購入することができる仕入れ先としての機能も有している。

(2) 本道卸売市場の独自性

広大な土地と自然に恵まれた本道は、我が国有数の食料供給地域としての役割を担ってきており、道内の多くの卸売市場では、近隣の農水産物を集荷し、全国へ出荷する「産地市場」としての機能を有している。

また、道内は産地と卸売市場の距離はもとより、道内市場間や道外との距離も長いため、輸送に伴う鮮度保持や物流コストの負担など、本道特有の課題も有している。

(3) 本道卸売市場の果たすべき役割

本道の卸売市場は、その独自性を踏まえながらも、生産者、実需者さらには消費者への架け橋として、それぞれのニーズに的確に対応するため、市場本来の集荷・分荷機能や価格形成機能などを一層効果的に発揮し、地域の安全・安心な生鮮食料品等を安定的に供給する基幹的な流通インフラとしての役割を果たすことが期待されている。

また、流通が多様化する中、本道の卸売市場は、生鮮食料品等の公正な取引の場として、公正かつ透明を旨とする共通の取引ルールを遵守し、公正かつ安定的に業務運営を行うことにより、高い公共性を果たしていくことが今後も期待される。

2 本道卸売市場を取り巻く環境

(1) 卸売市場法の改正

① 改正の背景

食品流通においては、卸売市場を経由しない大規模小売業者等による産地直接取引、生産者による直接販売やインターネット通信販売など、流通の多様化が進展しているにも関わらず、卸売市場にのみ卸売市場法により様々な規制が課されている実態にある。

こうした中、生産者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に対応し、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境を確保する一環として、食品流通の核として卸売市場が果たしてきた機能が今後も発揮されるよう、卸売市場法の抜本的な改正（※）がなされた。

※ 改正法は平成 30(2018)年 6 月 22 日公布、令和 2(2020)年 6 月 21 日施行。

② 改正内容

改正の大きなポイントは、次のとおりである。

ア 卸売市場の開設を、これまでの農林水産大臣又は都道府県知事による許認可制から認定制に変更したこと。

イ 公正・透明を旨とする遵守事項としての共通ルールを定めたこと。

【共通ルール】

- ・ 売買取引方法の公表
- ・ 差別的取扱の禁止
- ・ 受託拒否の禁止（中央卸売市場のみ）
- ・ 代金決済ルールの策定・公表
- ・ 取引条件の公表
- ・ 取引結果の公表
- ・ その他の取引ルールの公表

ウ 各市場が、卸売業者及び仲卸業者だけでなく、出荷者や売買参加者を始めとする取引参加者の意見を聞くなど、公正な手続きを踏み、それぞれの特性を發揮して「その他の取引ルール」として定めることができること。

【その他の取引ルール】

- ・ **商物分離**
卸売市場外にある生鮮食料品等の卸売業者による卸売
- ・ **第三者販売**
仲卸業者及び売買参加者（開設者から事実行為として承認等を受けて卸売業者から卸売を受ける者をいう。以下同じ。）以外の者への卸売業者による卸売
- ・ **直荷引き**
仲卸業者による卸売業者以外の者からの買受け
- ・ **自己買受け**
卸売業者による卸売の相手方としての買受け
- ・ **地方卸売市場における受託拒否の禁止**
地方卸売市場において出荷者から販売の委託があった場合の卸売業者による受託拒否の禁止

(2) 本道の社会経済情勢

少子高齢化の進行により、本道の人口は、平成9(1997)年の約570万人をピークに全国より約10年早く人口減少局面に入っており、道内消費者向けの市場規模が縮小しているほか、高齢化率も3割を超えるなど、高齢者や単身者の世帯が増加したことによる中食・外食需要の増加など、消費者ニーズが多様化している。

また、道内においても大規模小売業者等による産地直接取引や、農水産物の直売所やインターネット通販などの市場外流通が増加しており、飲食料品を販売する小規模な店舗の減少が顕著となっている。

一方、本道経済を道内総生産の推移からみると、平成27(2015)年度以降、小幅ではあるが対前年を上回る実績を計上し、比較的堅調に推移している。

なかでも卸売市場が取り扱う農水産物の生産を担う第1次産業の動向をみると、農業は産出額で昭和59(1984)年以降1兆円超と堅調に推移している一方で、漁業は不漁により漁獲量が近年減少傾向で推移しており、産出額もこれに伴い減少ないしは横ばいの状況にあるが、農業漁業ともに産出額の都道府県別シェアは全国トップを誇っている。

また、近年、ながいもやホタテなどの道産農水産物は、海外からも注目されており、食の北海道ブランドとして輸出拡大の一翼を担っている。

こうした社会経済情勢のなか、道内の卸売市場においては、取扱数量や取扱金額が減少傾向で推移するなど、依然として厳しい経営環境に置かれている。

3 本道卸売市場の目指すべき姿

卸売市場が今後も人口減少や経済動向などの社会経済情勢を反映した諸課題に的確に対応し、生鮮食料品等の流通の核としての役割を果たしていくためには、国の定める「卸売市場に関する基本方針（平成 30 年農林水産省告示 2278 号）」に定める施設整備の在り方や重要事項に即した取組を進めるとともに、本道の独自性を踏まえた活性化に向けた取組を進めることが求められている。

(1) 産地市場機能の発揮等

道内卸売市場の特徴である産地市場機能を発揮するため、産地と実需者の連携や市場間連携の一層の強化や集荷・出荷体制、物流システムの効率化に努める。

また、産地育成の視点を踏まえた消費者ニーズなどの情報の共有化や、産地と実需者とのコーディネート力や選果・選別機能などの強化に取り組む。

卸売市場に関する基本方針（平成 30 年農林水産省告示第 2278 号）

第 2 卸売市場の施設に関する基本的な事項

1 卸売市場の施設整備の在り方（法第 4 条第 5 項第 8 号、第 13 条第 5 項第 8 号及び第 16 条関係）（中略）

(1) 流通の効率化

トラックの荷台と卸売場の荷受口との段差がなく円滑に搬出入を行うことができるトラックバースや、産地から無選別のまま搬入した上で一括して選果等を行う選別施設の整備、卸売市場内の物流動線を考慮した施設の配置等、卸売市場における流通の効率化に取り組む。

また、複数の卸売市場間のネットワークを構築し、一旦拠点となる卸売市場に集約して輸送した後他の卸売市場へと転送するハブ・アンド・スポーク等、他の卸売市場と連携した流通の効率化に取り組む。

(2) 地域への生鮮食料品の安定供給

広大な道内において、人口減少や過疎化が進行する中であっても、地域住民に安全・安心な生鮮食料品を安定的に供給する公共インフラとしての機能を果たすため、市場ごとに定める取引ルールの柔軟な運用により、生産者及び実需者のニーズに対応した迅速な取引に努めるとともに、鮮度保持などの品質管理の向上や加工処理等の機能の強化、複数の卸売市場間における集荷や輸送の共同化等に取り組む。

卸売市場に関する基本方針（平成 30 年農林水産省告示第 2278 号）

第 2 卸売市場の施設に関する基本的な事項

1 卸売市場の施設整備の在り方（法第 4 条第 5 項第 8 号、第 13 条第 5 項第 8 号及び第 16 条関係）（中略）

(2) 品質管理及び衛生管理の高度化

トラックの荷台と低温卸売場の荷受口との隙間を埋めて密閉するドッグシェルターや、低温卸売場、冷蔵保管施設、低温物流センターの整備等によるコールドチェーンの確保に取り組む。

また、輸出先国の HACCP 基準を満たす閉鎖型施設や、品質管理認証の取得に必要な衛生設備等、高度な衛生管理に資する施設の整備に取り組む。

(3) 卸売市場の活性化に向けた新たな取組の推進

食品の海外市場への販路開拓を目的に、道では平成 28(2016)年に「北海道食の輸出拡大戦略」を策定し、生産者や事業者、支援機関等が連携した輸出拡大に向けた取組を推進しているほか、国も同年に策定した「農林水産業の輸出力強化戦略」に関連して定めた「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」の中で「輸出インフラ整備」の重要性に言及している。

道内の卸売市場も、これらに呼応し、新たな需要を開拓するため、道内産の農水産物の輸出拠点としての積極的な機能発揮に努めることとし、産地や市場関係者と連携し、道内の卸売市場の持つ産地市場としての強みを活かした集荷機能による品揃え、数量等の取引先ニーズに対応できる集出荷体制の構築と、輸出先が求める衛生・品質管理に努める。

また、農漁業者と多様な事業者が連携して推進する 6 次産業化への取組に対し、産地及び消費地と直結した道内卸売市場が有する目利きのノウハウなどの

強みを活かし、事業参画者のオブザーバーや共同事業者として機能を発揮することで共存・共栄に取り組む。

卸売市場に関する基本方針（平成 30 年農林水産省告示第 2278 号）

第 2 卸売市場の施設に関する基本的な事項

1 卸売市場の施設整備の在り方（法第 4 条第 5 項第 8 号、第 13 条第 5 項第 8 号及び第 16 条関係）（中略）

(4) 国内外の需要への対応

加工食品の需要の増大に対応するための加工施設の整備、小口消費の需要の増大に対応するための小分け施設やパッケージ施設の整備等、国内の需要に的確に対応するための施設の整備に取り組む。

また、全国各地から多種多様な商品が集まる特性をいかし、加工や包装、保管、輸出手続等を一貫して行う輸出拠点施設の整備等、海外の需要に的確に対応するための施設の整備に取り組む。

(4) 災害時等の対応

平成 30(2018)年 9 月に発生した北海道胆振東部地震の際に、全道域に及ぶブラックアウトという未曾有の危機に見舞われた経験を踏まえ、災害時等の緊急の事態に際し、生鮮食料品等の安定供給を担う卸売市場の運営に支障が生じる恐れがないよう、開設者は、非常用電源の設置や耐火性・防災性に配慮した施設整備に努める。

また、災害等の際しても継続的に生鮮食料品等を供給することができるよう、事業継続計画（BCP）等の策定に取り組むとともに、災害時に卸売市場が相互に救援協力するために締結された「道内卸売市場による災害時相互応援協定」を推進する「道内卸売市場災害対応等ネットワーク推進会議」を通じ、道内市場間の相互バックアップ体制の確立に取り組む。

卸売市場に関する基本方針（平成30年農林水産省告示第2278号）

第3 その他卸売市場に関する重要事項

1 災害時等の対応

開設者、卸売業者及び仲卸業者は、災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、事業継続計画（BCP）の策定等に努めるとともに、開設者は、社会インフラとして迅速に生鮮食料品等を供給できるよう、地方公共団体と食料供給に関する連携協定の締結等に努める。

4 卸売市場に関する基本方針（平成30年農林水産省告示第2278号）

第1 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項

1 卸売市場の位置付け（法第1条、第2条、第4条及び第13条関係）

中央卸売市場及び地方卸売市場（以下単に「卸売市場」という。）が有する集荷及び分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、卸売業者の集荷機能、仲卸業者の目利き機能等が果たされることにより、食品等の流通の核として国民に安定的に生鮮食料品等を供給する役割を果たすことが期待される。

他方、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応のためには、卸売市場を含めて新たな需要の開拓や付加価値の向上を実現することが求められる。

流通が多様化する中で、卸売市場は、生鮮食料品等の公正な取引の場として、特定の取引参加者を優遇する差別的取扱いの禁止のほか、取引条件や取引結果の公表等公正かつ透明を旨とする共通の取引ルールを遵守し、公正かつ安定的に業務運営を行うことにより、高い公共性を果たしていくことが期待される。

また、地方公共団体を始めとする開設者は、地域住民からの生鮮食料品等の安定供給に対するニーズに応えつつ、高い公共性を果たす必要がある。

2 卸売市場におけるその他の取引ルールの設定（法第4条第5項第6号及び第13条第5項第6号関係）

開設者は、法に基づき、取引参加者の意見を十分に聴いた上で、その他の取引ルールとして、次のような行為について遵守事項を定めることができる。

ア 商物分離

卸売市場外にある生鮮食料品等の卸売業者による卸売

イ 第三者販売

仲卸業者及び売買参加者（開設者から事実行為として承認等を受けて卸売業者から卸売を受ける者をいう。以下同じ。）以外の者への卸売業者による卸売

ウ 直荷引き

仲卸業者による卸売業者以外の者からの買受け

エ 自己買受け

卸売業者による卸売の相手方としての買受け

オ 地方卸売市場における受託拒否の禁止

地方卸売市場において出荷者から販売の委託があった場合の卸売業者による受託拒否の禁止

開設者は、その他の取引ルールを定める場合には、卸売業者及び仲卸業者だけでなく出荷者や売買参加者を始めとする取引参加者の意見を偏りなく十分に聴き、議事録等を公表する等により今後の事業展開に関する新しいアイデア等を共有するほか、卸売市場の施設を有効に活用する新規の取引参加者の参入を促す等、取扱品目ごとの実情に応じて卸売市場の活性化を図る観点から、ルール設定を行う。

3 卸売市場における指導監督

(1) 開設者による指導監督（法第4条第5項第3号ハ及び第7号並びに第13条第5項第3号ハ及び第7号関係）

開設者は、取引参加者が遵守事項に違反した場合には、指導及び助言、是正の求め等の措置を講ずるとともに、卸売業者の事業報告書等を通じて卸売業者の財務の状況を定期的に確認する。

また、開設者は、卸売市場の業務を適正に運営するため、指導監督に必要な人員の確保等を行う。

(2) 国及び都道府県による指導監督（法第9条から第12条まで（第14条において準用する場合を含む）関係）

農林水産大臣及び都道府県知事は、毎年、開設者から卸売市場の運営の状況に関する報告を受けるとともに、卸売業者等の業務の状況を把握する。

また、農林水産大臣及び都道府県知事は、必要に応じ、開設者に対して報告徴収及び立入検査を行い、指導及び助言や措置命令の措置を講ずるほか、重大な法令違反等があった場合にはその認定を取り消すことにより、卸売市場における公正な取引を確保する。

第2 卸売市場の施設に関する基本的な事項

1 卸売市場の施設整備の在り方（法第4条第5項第8号、第13条第5項第8号及び第16条関係）

卸売市場は、都市計画との整合等を図りつつ取扱品目の特性、需要量等を踏まえ、売場施設、駐車施設、冷蔵・冷凍保管施設、輸送・搬送施設、加工処理施設、情報処理施設等、円滑な取引に必要な規模及び機能を確保する。

また、開設者の指定を受けて卸売業者、仲卸業者等が保有する卸売市場外の施設を一時的な保管施設として活用し、卸売市場の施設の機能を有効に補完する。

その上で、各卸売市場ごとの取引実態に応じて、次のような創意工夫をいかした事業展開が期待される。

(1) 流通の効率化

トラックの荷台と卸売場の荷受口との段差がなく円滑に搬出入を行うことができるトラックバースや、産地から無選別のまま搬入した上で一括して選果等を行う選別施設の整備、卸売市場内の物流動線を考慮した施設の配置等、卸売市場における流通の効率化に取り組む。

また、複数の卸売市場間のネットワークを構築し、一旦拠点となる卸売市場に集約して輸送した後他の卸売市場へと転送するハブ・アンド・スポーク等、他の卸売市場と連携した流通の効率化に取り組む。

(2) 品質管理及び衛生管理の高度化

トラックの荷台と低温卸売場の荷受口との隙間を埋めて密閉するドッグシェルターや、低温卸売場、冷蔵保管施設、低温物流センターの整備等によるコールドチェーンの確保に取り組む。

また、輸出先国のHACCP基準を満たす閉鎖型施設や、品質管理認証の取得に必要な衛生設備等、高度な衛生管理に資する施設の整備に取り組む。

(3) 情報通信技術その他の技術の利用

IoTを始めとする情報通信技術の導入により、低温卸売場の温度管理状況、保管施設の在庫状況、物流センターの出荷・発注状況等を事務所にいながらリアルタイムで把握できるようにする等、情報通信技術等の利用による効率的な商品管理等に取り組む。

(4) 国内外の需要への対応

加工食品の需要の増大に対応するための加工施設の整備、小口消費の需要の増大に対応するための小分け施設やパッケージ施設の整備等、国内の需要に的確に対応するための施設の整備に取り組む。

また、全国各地から多種多様な商品が集まる特性をいかし、加工や包装、保管、輸出手続等を一貫して行う輸出拠点施設の整備等、海外の需要に的確に対応するための施設の整備に取り組む。

(5) 関連施設との有機的な連携

主として生鮮食料品等の卸売を行う卸売市場の役割を基本としつつ、関係者間の調整を行った上で、卸売市場外で取引される食品等を含めて効率的に輸送する、既に市場まつり等の取組もなされているが、卸売市場の役割に支障を及ぼさない範囲で施設を有効に活用する、卸売市場から原材料を供給して加工食品を製造する等、卸売市場の機能を一層有効に発揮できるよう、卸売市場の内外において関連施設の整備に取り組む。

2 国による支援（法第16条関係）

卸売市場の施設の整備には、予算措置により国が助成し、特に中央卸売市場の開設者が食品等流通合理化計画に従って施設の整備を行う場合には、法に基づき、予算の範囲内において、その費用の10分の4以内を補助することができる。

第3 その他卸売市場に関する重要事項

1 災害時等の対応

開設者、卸売業者及び仲卸業者は、災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、事業継続計画（BCP）の策定等に努めるとともに、開設者は、社会インフラとして迅速に生鮮食料品等を供給できるよう、地方公共団体と食料供給に関する連携協定の締結等に努める。

2 食文化の維持及び発信

開設者、卸売業者及び仲卸業者は、多種多様な野菜及び果物、魚介類、肉類等の食材の供給や、小中学生や消費者との交流等を通じて、食文化の維持及び発展に努める。

3 人材育成及び働き方改革

卸売業者及び仲卸業者は、人手不足の中で必要な人材を確保するため、労働負担を軽減する設備の導入、休業日の確保、女性が働きやすい職場づくり等、卸売市場の労働環境の改善に努める。

5 本道卸売市場のあらまし

(1) 卸売市場の種類と要件

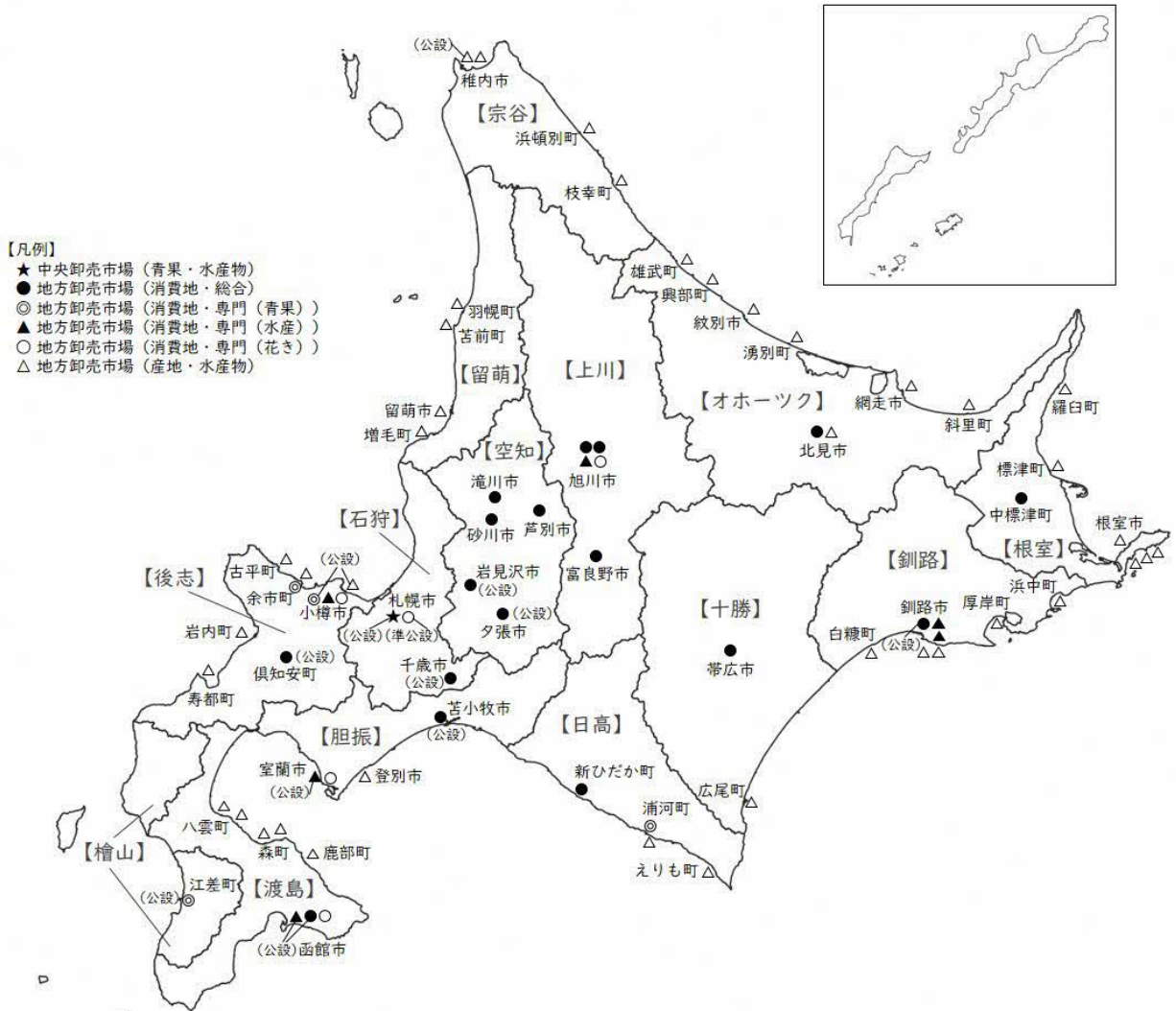
種類	要件	開設者等の形態
中央卸売市場	○施設（卸売場、仲卸売場、倉庫・冷蔵庫） 規模が一定以上 青果、水産 : 10,000 m ² 食肉、花き、その他 : 1,500 m ² ○農林水産大臣の認定を受けて開設する卸売市場	○開設者：法人（農林水産大臣認定） ○卸売業者： ○仲卸業者： ○関連事業者： ○売買参加者： } 株式会社、個人等 〔必要に応じて開設者が業務規程に規定〕
地方卸売市場	○中央卸売市場以外の卸売市場であって、都道府県知事の認定を受けて開設する卸売市場	○開設者：法人（都道府県知事認定） ○卸売業者： ○仲卸業者： ○売買参加者： } 株式会社、個人等 〔必要に応じて開設者が業務規程に規定〕
その他市場	○中央及び地方卸売市場以外の卸売市場（農林水産大臣及び都道府県知事の認定を受けない卸売市場）	卸売市場法に規定はない。 都道府県独自に制度を設けることができる。

(2) 卸売市場数の推移

年度 (年)	北海道					全国				
	中央卸売市場	地方卸売市場				中央卸売市場	地方卸売市場			
		公設	第3セクター	民設	公設		第3セクター	民設		
H20	3	77	16	1	60	79	1,207	156	39	1,012
H21	1	79	18	1	60	76	1,185	156	38	991
H22	1	79	18	1	60	74	1,169	153	37	979
H23	1	79	17	1	61	72	1,159	151	37	971
H24	1	78	17	1	60	-	1,144	155	38	951
						72	1,126	154	37	935
H25	1	78	17	1	60	70	1,105	154	36	915
H26	1	77	16	1	60	67	1,092	157	37	898
H27	1	77	16	1	60	64	1,081	156	38	887
H28	1	75	16	1	58	64	1,060	151	37	872
H29	1	73	15	1	57	64	1,037	151	35	851
H30	1	73	14	1	58	64	1,025	149	33	843
R1	1	72	13	1	58	64	1,009	147	31	831
R2	1	72	13	1	58	65				

※ 「北海道」は北海道経済部調べで、各年度末現在。「全国」は農林水産省調べで、各年度末現在。ただし、地方卸売市場については平成24年度までは各年度当初の数値。

(3) 流通圏及び卸売市場の配置一覽



流通圏	道央圏					道南圏		道北圏			オホーツク圏	十勝圏	釧路・根室圏		計
	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	ホーツク	十勝	釧路	根室	
市場数	5	3 (1)	10	4	4	8	1	5	4	4	8	2	8	7	73 (1)
	26 (1)					9		13					15		

※ 令和3年3月末現在
 ※ 括弧は中央卸売市場で内数

(4) 開設者及び卸売業者の組織形態

① 組織形態別開設者数

市場区分		組織形態別		市町村 (公設)	第三セクター	漁業協 同組合	株 式 会 社	合 計
地方卸売市場	総合市場	青果・水産物・花き		1			3	4
		青果・水産物		4			6	10
		青果・花き		1			1	2
	専門市場	青果		3			2	5
		水産物		2		2	2	6
		花き			1		4	5
	小計		11	1	2	18	32	
	水産物産地市場		2		36	2	40	
	計		13	1	38	20	72	
中央卸売市場		1				1		
合計		14	1	38	20	73		

※ 令和3年3月末現在

② 組織形態別卸売業者数（延べ数）

市場区分		組織形態別	漁業協 同組合	株 式 会 社	任 意 組 合	合 計
地方卸売市場	青果・水産物・花き			6		6
	青果・水産物			11		11
	青果・花き			2		2
	青果			5	1	6
	水産物（消費地）		2	4		6
	水産物（産地）		39	2		41
	花き			7		7
	計		41	37	1	79
中央卸売市場	青果			1		1
	水産物（消費地）			2		2
	計			3		3
合計		41	40	1	82	

※ 令和3年3月末現在

(5) 北海道卸売市場取扱状況の推移

① 取扱数量

(単位：トン、花き：千本)

年度	北海道卸売市場計	中央卸売市場計		地方卸売市場計	地方卸売市場計					
		青果	水産物		青果	水産物(消費地)	花き	その他	水産物(産地)	
H20	1,981,420	439,445	310,280	129,165	1,541,975	388,001	199,564	222,959	8,576	945,834
H21	2,022,842	434,672	315,208	119,464	1,588,170	405,188	216,884	215,685	10,963	955,135
H22	1,928,068	411,442	300,932	110,510	1,516,626	371,375	195,866	213,169	3,793	945,592
H23	1,897,483	412,223	302,743	109,480	1,485,260	370,058	187,430	207,814	3,411	924,361
H24	1,876,529	414,599	304,461	110,138	1,461,930	359,542	191,928	200,674	7,548	902,912
H25	1,828,282	412,719	310,230	102,489	1,415,563	343,515	175,127	191,250	7,009	889,912
H26	1,738,874	402,144	305,056	97,088	1,336,730	332,203	161,013	181,613	5,696	837,818
H27	1,560,392	390,009	301,790	88,219	1,170,383	319,107	154,755	177,896	6,203	690,318
H28	1,397,075	357,545	278,518	79,027	1,039,530	307,583	133,381	170,282	7,972	590,594
H29	1,408,775	342,668	268,668	74,000	1,066,107	299,885	121,244	161,927	5,949	639,029
H30	1,454,203	322,855	248,401	74,454	1,131,348	285,705	116,869	155,879	9,652	719,122
R1	1,532,245	311,441	241,377	70,064	1,220,804	300,351	123,932	148,657	6,180	790,341
R2	1,559,508	292,712	229,567	63,145	1,266,796	291,436	93,221	137,137	6,090	876,049

※ 北海道経済部調べ。「市場計」は「花き」を除く。

② 取扱金額

(単位：百万円)

年度	北海道卸売市場計	中央卸売市場計		地方卸売市場計	地方卸売市場計					
		青果	水産物		青果	水産物(消費地)	花き	その他	水産物(産地)	
H20	567,049	170,935	57,088	113,847	396,114	84,117	123,039	15,721	6,911	166,326
H21	545,117	156,184	58,637	97,547	388,933	87,864	121,373	15,329	6,707	157,660
H22	548,733	154,438	62,523	91,915	394,295	88,933	113,958	15,737	4,427	171,240
H23	543,401	154,793	59,271	95,522	388,608	84,419	111,803	14,950	4,423	173,013
H24	521,872	154,751	56,770	97,981	367,121	79,421	110,870	14,238	4,538	158,054
H25	562,475	161,653	61,226	100,427	400,822	80,486	113,068	14,006	4,546	188,716
H26	560,147	162,835	62,065	100,770	397,312	78,984	111,196	13,468	4,428	189,236
H27	559,564	165,919	65,898	100,021	393,645	79,757	108,925	13,632	4,077	187,254
H28	531,784	160,427	66,967	93,460	371,357	82,607	104,472	13,244	4,289	166,745
H29	520,485	155,012	62,330	92,682	365,473	78,052	101,556	12,588	3,726	169,551
H30	496,581	147,232	58,037	89,195	349,349	76,592	95,751	12,248	3,748	161,010
R1	458,401	136,467	53,873	82,594	321,934	72,670	85,782	11,797	3,618	148,067
R2	427,931	126,684	53,616	73,068	301,247	75,994	77,738	11,041	2,974	133,500

※ 北海道経済部調べ。

(6) 全国卸売市場取扱状況の推移

① 取扱数量

(単位：千トン)

年度	全国卸売市場計	中央卸売市場計					地方卸売市場計					
			青果	水産物	花き	食肉		青果	水産物	花き	食肉	その他
H20	20,084	11,866	9,082	2,561	—	223	8,218	6,946	1,117	—	155	—
H21	19,487	11,525	8,855	2,444	—	226	7,962	6,708	1,088	—	166	—
H22	18,137	10,752	8,232	2,299	—	221	7,385	6,210	1,013	—	162	—
H23	17,938	10,607	8,251	2,139	—	217	7,331	6,131	1,046	—	154	—
H24	17,746	10,539	8,265	2,056	—	218	7,207	6,028	1,031	—	148	—
H25	17,388	10,337	8,188	1,925	—	224	7,051	5,860	1,038	—	153	—
H26	17,133	9,953	7,966	1,769	—	218	7,180	5,994	1,043	—	143	—
H27	16,472	9,571	7,656	1,707	—	208	6,901	5,733	1,017	—	151	—
H28	16,134	9,278	7,470	1,607	—	201	6,856	5,719	988	—	149	—
H29	15,889	9,109	7,409	1,499	—	201	6,780	5,721	910	—	149	—
H30	15,272	8,841	7,222	1,416	—	203	6,431	5,428	853	—	150	—
R1	15,096	8,750	7,205	1,344	—	201	6,346	5,330	876	—	140	—

※ 農林水産省調べ。水産物産地市場を除く。「花き」、「その他」はデータ集計なし。

② 取扱金額

(単位：億円)

年度	全国卸売市場計	中央卸売市場計					地方卸売市場計					
			青果	水産物	花き	食肉		青果	水産物	花き	食肉	その他
H20	69,211	43,736	19,960	20,014	1,434	2,328	25,475	13,690	7,387	2,665	1,190	543
H21	65,501	40,937	19,102	18,275	1,402	2,158	24,564	13,258	7,085	2,548	1,171	502
H22	65,816	41,173	20,032	17,597	1,346	2,198	24,643	13,660	6,743	2,563	1,200	477
H23	63,268	39,216	19,132	16,758	1,337	1,989	24,052	13,050	6,925	2,484	1,140	453
H24	60,621	37,750	18,295	16,039	1,235	2,181	22,871	12,198	6,665	2,428	1,151	429
H25	62,637	38,935	19,178	16,014	1,268	2,475	23,702	12,543	6,964	2,426	1,344	425
H26	63,208	38,919	19,104	15,839	1,257	2,719	24,289	12,770	7,270	2,423	1,460	366
H27	64,986	40,075	20,001	15,921	1,236	2,917	24,911	13,317	7,257	2,473	1,461	403
H28	65,442	39,977	20,404	15,490	1,207	2,876	25,465	14,049	7,106	2,414	1,456	440
H29	63,222	38,781	19,813	15,059	1,165	2,744	24,441	13,433	6,857	2,302	1,470	379
H30	59,887	37,303	18,829	14,504	1,149	2,821	22,584	12,429	6,185	2,214	1,469	287
R1	57,680	35,605	18,112	13,725	1,105	2,663	22,075	12,002	6,347	2,009	1,400	317

※ 農林水産省調べ。水産物産地市場を除く。

(7) 入荷形態別取扱高（消費地市場）及び産地市場取扱高

① 青果の入荷形態別取扱高

(単位：百万円)

入荷先 / 入荷形態 品目		青果計			合計	構成比
		委託	買付	小計		
個人生産者	野菜	4,357	4,296	8,653	10,694	14.1%
	果実	940	1,101	2,041		
商人又は商社	野菜	3,138	7,057	10,195	17,282	22.7%
	果実	1,068	6,019	7,087		
任意組合	野菜	596	327	923	1,500	2.0%
	果実	136	441	577		
協同組合及び同連合会	野菜	11,009	3,151	14,160	21,929	28.9%
	果実	5,993	1,776	7,769		
中央卸売市場からの転送	野菜	61	3,143	3,204	5,991	7.9%
	果実	55	2,732	2,787		
中央卸売市場以外の卸売市場からの転送	野菜	109	1,591	1,700	3,401	4.5%
	果実	48	1,653	1,701		
その他	野菜	1,482	7,527	9,009	15,197	20.0%
	果実	476	5,712	6,188		
小計	野菜	20,752	27,092	47,844	75,994	100.0%
	果実	8,716	19,434	28,150		
合計		29,468	46,526	75,994		
構成比		38.8%	61.2%	100.0%		

※ 北海道経済部調べ（令和2年度）。

② 水産物の入荷形態別取扱高

(単位：百万円)

入荷先	入荷形態 品目	水産物計			合 計	構成比
		委 託	買 付	小 計		
個人生産者	生 鮮	2,468	1,801	4,269	9,631	12.4%
	冷 凍	0	2,120	2,120		
	加 工	30	3,212	3,242		
商人又は商社	生 鮮	4,067	10,587	14,654	35,339	45.5%
	冷 凍	324	8,347	8,671		
	加 工	393	11,621	12,014		
任意組合	生 鮮	400	260	660	1,585	2.0%
	冷 凍	59	390	449		
	加 工	22	454	476		
協同組合 及び 同連合会	生 鮮	2,851	423	3,274	4,377	5.6%
	冷 凍	321	614	935		
	加 工	8	160	168		
中央卸売市場 からの転送	生 鮮	5	1,000	1,005	2,405	3.1%
	冷 凍	0	770	770		
	加 工	4	626	630		
中央卸売市場 以外の卸売市場 からの転送	生 鮮	30	741	771	1,472	1.9%
	冷 凍	0	469	469		
	加 工	0	232	232		
そ の 他	生 鮮	2,898	7,520	10,418	22,929	29.5%
	冷 凍	53	7,701	7,754		
	加 工	182	4,575	4,757		
小 計	生 鮮	12,719	22,332	35,051	77,738	100%
	冷 凍	757	20,411	21,168		
	加 工	639	20,880	21,519		
合 計		14,115	63,623	77,738		
構 成 比		18.2%	81.8%	100%		

※ 北海道経済部調べ（令和2年度）。水産物産地市場を除く。

③ 花きの入荷形態別取扱高

(単位：百万円)

入荷先	入荷形態 品目	花き計			合計	構成比
		委託	買付	小計		
個人生産者	切花	1,619	602	2,221	2,936	26.6%
	鉢物	692	8	700		
	花木	14	1	15		
商人又は商社	切花	2,528	455	2,983	3,218	29.1%
	鉢物	49	168	217		
	花木	14	4	18		
任意組合	切花	199	0	199	204	1.8%
	鉢物	5	0	5		
	花木	0	0	0		
協同組合 及び 同連合会	切花	2,955	277	3,232	3,507	31.8%
	鉢物	270	3	273		
	花木	1	1	2		
中央卸売市場 からの転送	切花	111	93	204	364	3.3%
	鉢物	0	160	160		
	花木	0	0	0		
中央卸売市場 以外の卸売市場 からの転送	切花	190	269	459	469	4.2%
	鉢物	0	8	8		
	花木	0	2	2		
その他	切花	92	246	338	343	3.1%
	鉢物	0	5	5		
	花木	0	0	0		
小計	切花	7,694	1,942	9,636	11,041	100%
	鉢物	1,016	352	1,368		
	花木	29	8	37		
合計		8,739	2,302	11,041		
構成比		79.2%	20.8%	100%		

※ 北海道経済部調べ（令和2年度）。

④ 水産物産地市場取扱高 (単位：百万円)

品 目	合 計	構成比
生 鮮	125,655	94.1%
冷 凍	1,896	1.4%
塩 干	5,049	3.8%
そ の 他	900	0.7%
合 計	133,500	
構 成 比	100.0%	

※ 北海道経済部調べ（令和2年度）。

(8) 認定卸売市場名簿

① 中央卸売市場

市場名	開設年月日	開設区分	開設者名	開設者連絡先	市場所在地	取扱品目			卸売業者数
						青果	水産	花き	
札幌市中央卸売市場	S34年12月	公設	札幌市	011-611-3111	札幌市中央区北12条西20丁目	○	○		3

② 地方卸売市場

I 消費地市場

ア 総合市場・・・16市場

振興局	市場名	開設年月日	開設区分	開設者名	開設者連絡先	市場所在地	取扱品目			卸売業者数
							青果	水産	花き	
空知	夕張市公設地方卸売市場	S48年10月	公設	夕張市	0123-53-4011	夕張市南清水沢4丁目105-1	○	○		1
	公設道央地方卸売市場	S45年11月	公設	岩見沢市	0126-23-1211	岩見沢市大和4条7丁目22-1	○	○		1
	芦別地方卸売市場	S22年9月	民営	芦別卸売市場(株)	0124-22-2521	芦別市北7条西4丁目4-7	○	○		1
	滝川地方卸売市場	S17年12月	民営	滝川地方卸売市場(株)	0125-24-6121	滝川市流通団地3丁目7-1	○	○		1
	砂川地方卸売市場	S26年8月	民営	(株)砂川地方卸売市場	0125-54-3171	砂川市東6条北10丁目1-1	○	○		1
石狩	千歳市公設地方卸売市場	S48年2月	公設	千歳市	0123-24-2709	千歳市上長都958-1	○	○		2
後志	倶知安町地方卸売市場	S39年10月	公設	倶知安町	0136-22-0131	虻田郡倶知安町字高砂24	○	○		1
胆振	苫小牧市公設地方卸売市場	S28年6月	公設	苫小牧市	0144-34-2373	苫小牧市港町2丁目2-2	○	○	○	3
日高	静内地方卸売市場	S35年12月	民営	(株)丸静魚菜卸売市場	0146-42-1721	日高郡新ひだか町静内ときわ町2丁目1-20	○	○		1
上川	旭一旭川地方卸売市場	S24年7月	民営	(株)キョクイチホールディングス	0166-48-3141	旭川市流通団地1条1丁目及び1条2丁目	○	○		1
	丸果旭川地方卸売市場	S45年6月	民営	丸果旭川青果卸売市場(株)	0166-48-3231	旭川市流通団地1条3丁目	○		○	1
	富良野地方卸売市場	S49年4月	民営	富良野地方卸売市場(株)	0167-23-2101	富良野市弥生町4-2	○	○		1
林-ㇿ	マルキタ北見地方卸売市場	S44年12月	民営	(株)キョクイチホールディングス	0157-36-2111	北見市東相内町39-1	○	○	○	1
十勝	帯広地方卸売市場	S3年10月	民営	帯広地方卸売市場(株)	0155-37-3333	帯広市西21条北1丁目5-1	○	○	○	1
釧路	釧路市公設地方卸売市場	S48年12月	公設	釧路市	0154-31-4611	釧路市新富士町6丁目1-23	○		○	1
根室	中標津町地方卸売市場	S50年8月	民営	中標津地方魚菜(株)	0153-72-3392	標津郡中標津町南中8-10	○	○		1

※販売品目及び卸売業者数は令和3年3月31日現在。

イ 専門市場
(7) 青果・・・5市場

振興局	市場名	開設年月日	開設区分	開設者名	開設者連絡先	市場所在地	取扱品目			卸売業者数
							青果	水産	花き	
後志	小樽市公設青果地方卸売市場	S47年12月	公設	小樽市	0134-32-5703	小樽市有幌町1-10	○			1
	余市合同青果物地方卸売市場	S23年2月	民営	余市産業(株)	0135-22-3279	余市郡余市町黒川町1175	○			1
日高	丸高青果浦河地方卸売市場	S47年12月	民営	(株)丸静魚菜卸売市場	0146-22-2717	浦河郡浦河町築地町2丁目7-15	○			1
渡島	函館市青果物地方卸売市場	S50年3月	公設	函館市	0138-49-4141	函館市西桔梗町589-25	○			2
檜山	江差町地方卸売市場	S40年9月	公設	江差町	0139-52-0389	檜山郡江差町字姥神町138-1	○			1

(イ) 水産物・・・6市場

振興局	市場名	開設年月日	開設区分	開設者名	開設者連絡先	市場所在地	取扱品目			卸売業者数
							青果	水産	花き	
後志	小樽市漁業協同組合地方卸売市場	S25年7月	民営	小樽市漁業協同組合	0134-22-5131	小樽市色内3丁目5-18		○		1
胆振	室蘭市公設地方卸売市場	S43年9月	公設	室蘭市	0143-22-1011	室蘭市日の出町2丁目3-1		○		1
渡島	函館市水産物地方卸売市場	S40年7月	公設	函館市	0138-22-5304	函館市豊川町27-6		○		1
上川	一印旭川地方卸売市場	M31年7月	民営	(株)一印旭川魚卸売市場	0166-48-3161	旭川市流通団地1条3丁目34-12		○		1
釧路	釧路市漁業協同組合新富士水産物地方卸売市場	S44年8月	民営	釧路市漁業協同組合	0154-53-5151	釧路市新富士町6丁目1-3		○		1
	釧路新富士水産物地方卸売市場	S60年9月	民営	釧路魚市場(株)	0154-24-4811	釧路市新富士町6丁目3		○		1

(ウ) 花き・・・5市場

振興局	市場名	開設年月日	開設区分	開設者名	開設者連絡先	市場所在地	取扱品目			卸売業者数
							青果	水産	花き	
石狩	札幌花き地方卸売市場	S56年4月	第三セクター	(株)札幌花き地方卸売市場	011-892-1432	札幌市白石区流通センター7丁目3及び4			○	3
後志	おたるHANAオークション地方卸売市場	S50年7月	民営	(株)おたるHANAオークション	0134-25-3721	小樽市奥沢2丁目7-14			○	1
胆振	むろらんHANAオークション地方卸売市場	S44年11月	民営	(株)むろらんHANAオークション	0166-44-6704	室蘭市東町1丁目1-3			○	1
渡島	函館花き地方卸売市場	S60年10月	民営	(株)函館花卉卸売市場	0138-49-3344	函館市西桔梗町589-272			○	1
上川	旭川生花地方卸売市場	S30年3月	民営	(株)旭川生花市場	0166-47-2181	旭川市流通団地2条2丁目32			○	1

※販売品目及び卸売業者数は令和3年3月31日現在。

II 水産物産地市場・・・40市場（1／2）

振興局	市場名	開設年月日	開設区分	開設者名	開設者連絡先	市場所在地	取扱品目			卸売業者数
							青果	水産	花き	
後志	小樽市公設水産地方卸売市場	S53年 4月	公設	小樽市	0134-22-5378	小樽市高島1丁目2-5		○		2
	寿都町漁業協同組合地方卸売市場	S46年 4月	民営	寿都町漁業協同組合	0136-62-2555	寿都郡寿都町字大磯町206番地		○		1
	岩内地方卸売市場	S47年12月	民営	岩内郡漁業協同組合	0135-62-6171	岩内郡岩内町字大浜92-1		○		1
	古平地方卸売市場	S24年 8月	民営	東しゃこたん漁業協同組合	0135-42-2511	古平郡古平町大字港町438		○		1
	余市水産物地方卸売市場	S49年12月	民営	余市郡漁業協同組合	0135-23-2131	余市郡余市町港町148		○		1
胆振	いぶり中央地方卸売市場	S48年 1月	民営	いぶり中央漁業協同組合	0143-80-2211	登別市登別港町1-27		○		1
日高	日高中央漁業協同組合地方卸売市場	S24年 7月	民営	日高中央漁業協同組合	0146-22-2547	浦河郡浦河町浜町45		○		1
	えりも地方卸売市場	S47年12月	民営	えりも漁業協同組合	01466-2-2531	幌泉郡えりも町字本町649-9		○		1
渡島	鹿部地方卸売市場	S61年 3月	民営	鹿部漁業協同組合	01372-7-2201	茅部郡鹿部町字鹿部漁港埋立地		○		1
	砂原地方卸売市場	S50年 7月	民営	砂原漁業協同組合	01374-8-3293	茅部郡森町字砂原4丁目31-1地先		○		1
	森漁業協同組合魚地方卸売市場	S41年 3月	民営	森漁業協同組合	01374-2-2222	茅部郡森町港町40-21		○		1
	落部地方卸売市場	S24年 9月	民営	落部漁業協同組合	0137-67-2211	二海郡八雲町落部943-5		○		1
	八雲町漁業協同組合地方卸売市場	S53年12月	民営	八雲町漁業協同組合	0137-62-3101	二海郡八雲町内浦町八雲漁港埋立地		○		1
留萌	新星マリン漁業協同組合留萌地方卸売市場	S58年 1月	民営	新星マリン漁業協同組合	0164-43-1212	留萌市明元町5丁目3		○		1
	増毛漁業協同組合地方卸売市場	S25年 8月	民営	増毛漁業協同組合	0164-53-1203	増毛郡増毛町港町46-2		○		1
	苫前地方卸売市場	S42年11月	民営	北るもい漁業協同組合	0164-64-2331	苫前郡苫前町字苫前85		○		1
	羽幌地方卸売市場	S24年 7月	民営	北るもい漁業協同組合	0164-62-1291	苫前郡羽幌町港町1丁目36		○		1
宗谷	稚内市地方卸売市場	S49年 4月	公設	稚内市	0162-23-6184	稚内市新港町1-13		○		1
	稚内漁業協同組合地方卸売市場	S48年 4月	民営	稚内漁業協同組合	0162-23-7575	稚内市中央4丁目18-6		○		1
	頓別漁業協同組合地方卸売市場	H14年 2月	民営	頓別漁業協同組合	01634-2-2482	枝幸郡浜頓別町字頓別		○		1
	枝幸魚地方卸売市場	S33年 3月	民営	枝幸漁業協同組合	0163-62-1440	枝幸郡枝幸町幸町7888		○		1

※販売品目及び卸売業者数は令和3年3月31日現在。

II 水産物産地市場・・・40市場（2／2）

振興局	市場名	開設年月日	開設区分	開設者名	開設者連絡先	市場所在地	取扱品目			卸売業者数
							青果	水産	花き	
林-ツ	網走地方卸売市場	T 5年 4月	民営	網走漁業協同組合	0152-43-3123	網走市港町 132		○		1
	斜里地方卸売市場	S49年 7月	民営	榑丸市斜里魚菜卸売市場	0152-23-2147	斜里郡斜里町前浜町 4-1		○		1
	常呂地方卸売市場	S24年 10月	民営	常呂漁業協同組合	0152-54-2025	北見市常呂町字常呂 691		○		1
	紋別漁業協同組合地方卸売市場	S14年 4月	民営	紋別漁業協同組合	0158-24-2556	紋別市港町 3丁目、港町 8丁目		○		1
	湧別漁業協同組合地方卸売市場	S48年 1月	民営	湧別漁業協同組合	01586-5-2551	紋別郡湧別町港町 45-3 地先		○		1
	沙留漁業協同組合地方卸売市場	S48年 1月	民営	沙留漁業協同組合	0158-83-2055	紋別郡興部町字沙留 142		○		1
	雄武漁業協同組合地方卸売市場	S48年 11月	民営	雄武漁業協同組合	0158-84-2238	紋別郡雄武町字雄武 983		○		1
十勝	広尾漁業協同組合地方卸売市場	S24年 6月	民営	広尾漁業協同組合	01558-2-5115	広尾郡広尾町会所前		○		1
釧路	釧路市漁業協同組合地方卸売市場	S24年 8月	民営	釧路市漁業協同組合	0154-22-5151	釧路市浜町 3-12		○		1
	釧路水産物地方卸売市場	S27年 5月	民営	釧路魚市場(株)	0154-24-4811	釧路市浜町 3-18		○		1
	厚岸漁業協同組合地方卸売市場	S37年 7月	民営	厚岸漁業協同組合	0153-52-2101	厚岸郡厚岸町若竹 1丁目 5番地		○		1
	浜中漁業協同組合地方卸売市場	S47年 1月	民営	浜中漁業協同組合	0153-62-2121	厚岸郡浜中町霧多布		○		1
	白糠地方卸売市場	S47年 12月	民営	白糠漁業協同組合	01547-2-2221	白糠郡白糠町岬 1丁目 2-42		○		1
根室	根室水産物地方卸売市場	S24年 1月	民営	根室漁業協同組合	0153-24-5811	根室市本町 5丁目 4-1		○		1
	花咲水産物地方卸売市場	S24年 4月	民営	根室漁業協同組合	0153-25-3100	根室市花咲港 440		○		1
	歯舞水産物地方卸売市場	S48年 1月	民営	歯舞漁業協同組合	0153-28-3161	根室市歯舞 4丁目 120-1 先埋立地		○		1
	落石水産物地方卸売市場	S47年 12月	民営	落石漁業協同組合	0153-27-2211	根室市落石西 395-2 先埋立地		○		1
	標津漁業協同組合地方卸売市場	S44年 11月	民営	標津漁業協同組合	0153-82-2420	標津郡標津町北 5条東 1丁目 2-9-1		○		1
	羅臼地方卸売市場	S47年 12月	民営	羅臼漁業協同組合	0153-87-2131	目梨郡羅臼町船見町 2-13		○		1

※販売品目及び卸売業者数は令和3年3月31日現在。